

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）（第四条関係）

別表第二（第二条、第四条、第十一条関係）

	(省略)	
四五	関税率法第二十一条第四項に規定する認定手続が執られた貨物（同条第二項の規定により積戻しを命じられたもの、同条第八項の規定により同条第一項第五号に掲げる貨物に該当しないと認定されたもの及び同法第二十一条の三第十項又は第二十一条の五第十一項の規定により認定手続が取りやめられたものを除く。）	貨物
	(省略)	地域
		(省略)
		全地域

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）（第四条関係）

別表第二（第二条、第四条、第十一条関係）

	同上	
四五	関税率法第二十一条第四項に規定する認定手続が執られた貨物（同条第二項の規定により積戻しを命じられたもの、同条第六項の規定により同条第一項第五号に掲げる貨物に該当しないと認定されたもの及び同法第二十一条の三第十項又は第二十一条の五第十一項の規定により認定手続が取りやめられたものを除く。）	貨物
	同上	地域
		同上
		全地域

弁理士法施行令（平成十二年政令第三百八十四号）（第十二条関係）

（認定手続に関する税関長に対する手続）

第一条 弁理士法（以下「法」という。）第四条第二項第一号の政令で定める手続は、次に掲げる手続（関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第二十一条第四項に規定する特許権者等が行うものに限る。）とする。

一 関税定率法第二十一条第四項から第六項まで、第八項及び第九項の規定による通知の受領

二 関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）第六十一条の三第一項の規定による証拠の提出及び意見の陳述

三（省略）

弁理士法施行令（平成十二年政令第三百八十四号）（第十二条関係）

（認定手続に関する税関長に対する手続）

第一条 弁理士法（以下「法」という。）第四条第二項第一号の政令で定める手続は、次に掲げる手続（関税定率法施行令（昭和二十九年政令第百五十五号）第六十一条の三第一項に規定する権利者が行うものに限る。）とする。

一 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第二十一条第四項、第六項及び第七項の規定による通知の受領

二 関税定率法施行令第六十一条の三第一項の規定による証拠の提出及び意見の陳述

三 同上